

(公印省略)
兵議第1483号
平成28年9月28日

各会派代表者 様

議会事務局総務課長

平成27年度政務活動費に係る定期監査の指導事例について

平成27年度政務活動費に係る定期監査の指導事例を別添のとおり送付します。

政務活動費の事務処理に当たっての参考として御活用いただき、同じような誤りが起きないように、会派所属議員の指導をよろしくお願いします。

なお、この指導事例については、会派所属議員にも送付していることを申し添えます。

事務局（連絡先等）

議会事務局総務課審査室 近藤

TEL: 078-362-3658

(公印省略)
兵議第1483-2号
平成28年9月28日

議員各位

議会事務局総務課長

平成27年度政務活動費に係る定期監査の指導事例について

平成27年度政務活動費に係る定期監査の指導事例を別添のとおり送付します。
政務活動費の事務処理に当たっての参考として御活用いただき、同じような誤りが
起きないようにご留意願います。

事務局（連絡先等）
議会事務局総務課審査室 近藤
TEL: 078-362-3658

平成27年度政務活動費に係る定期監査の指導事例

区 分	指導内容	留意事項
領収書等	請求書の添付のみで、領収書が添付されていなかった。	請求書だけでは、支出の証拠書類とは認められません。領収書又は領収書と同等の証拠書類（レシート、通帳の写し、クレジットカードの売上票等）を添付願います。
	領収書に但し書き（品名）の記載が無かった。	手引により、「具体的な商品名や数量が記載され、内容が明確に判断できる場合のみ充当可能」と定められています。領収書を受領する際には、記載漏れがないよう確認願います。
	県政報告紙のポスティングについて、領収書に数量の記載が無かった。	手引により、「具体的な商品名や数量が記載され、内容が明確に判断できる場合のみ充当可能」と定められています。領収書を受領する際には、記載漏れがないよう確認願います。
	領収書に目的物の表示、受取人の氏名等の記載がない場合に、議員が領収書に追記していた。	手引により、「領収書に記載がない場合で、会派、議員が追記したものは不可」と定められています。領収書に議員が追記することは認められませんので留意願います。
	感熱紙で時間の経過等により印字が薄くなった領収書を、議員が手書きで追記していた。	手引により、「領収書に記載がない場合で、会派、議員が追記したものは不可」と定められています。領収書に議員が追記することは認められませんので留意願います。
	通帳の写しだけでは支出内容が分からない場合に、支出内容が分かる請求書等を添付していなかった。	手引により、「具体的な商品名や数量が記載され、内容が明確に判断できる場合のみ充当可能」と定められていますので、通帳の写しだけでは、支出内容が分からない場合は、請求書等支出内容が分かる書類を添付願います。
	携帯電話の料金明細書が添付されていなかった。	電報代や私的情報取得料が含まれていないか等を確認するため、携帯電話使用料を充当する際には、料金明細書を添付願います。

平成27年度政務活動費に係る定期監査の指導事例

区 分	指導内容	留意事項
領収書等	年間使用料などの長期間のサービスに対する支出について、対象期間を確認出来る書類の添付が無かった。	議員の任期外の経費が含まれていないかを確認するため、長期間のサービスの提供に対する支出については、対象期間が記載された書類を添付願います。
その他の 証拠書類	新たに契約した事務所について、事務所賃貸借契約書の添付が無かった。	手引により、「賃貸借契約書は、議長への提出書類とする」と定められています。領収書と合わせて賃貸借契約書を添付願います。
	新たに雇用した補助職員について、雇用契約書の添付が無かった。	手引により、「雇用契約書は、議長への提出書類とする」と定められています。領収書と合わせて雇用契約書を添付願います。なお、政務活動補助業務勤務実績表、雇用関係の申出書も同様に議長への提出書類と定められています。
	両面印刷の県政報告紙について、片面しか写しを提出していなかった。	事務処理の誤りがないよう、留意願います。
活動報告書	交通費の支出について、充当している領収書とは別の日の活動報告書を添付していた。	事務処理の誤りがないよう、留意願います。
計算誤り	電話使用料に含まれる電報代等の政務活動費対象外経費を除く際に、外税の消費税を除外するのを忘れていたため、過充当となっていた。	計算誤りがないよう、留意願います。
	親族雇用に係る賃金等について、新任期以降分の賃金は除外していたが、通勤手当については除外していなかったため、過充当となっていた。	関連する支出は、充当方法の整合を図る必要がありますので、留意願います。

平成27年度政務活動費に係る定期監査の指導事例

区 分	指導内容	留意事項
計算誤り	まとめて購入した文房具等消耗品代から、対象外経費を除く際に計算を誤ったため、過充当となっていた。	計算誤りがないよう、留意願います。
記載誤り	①会計帳簿の支払日・支出内容、②領収書等添付様式の説明、③活動報告書の活動概要等に記載誤りがあった。	事務処理の誤りがないよう、留意願います。
視察報告書	国内視察調査の活動報告書について、調査結果、県政に資する活用方策の記載が無かった。	手引により、「国内視察調査を行う場合は、海外視察調査に準じて、日程、調査先、面談相手、調査結果、県政に資する活用方策等を記載した活動報告書を作成する」と定められています。手引の記載例等を参考に、調査結果等を記載願います。
他の団体の役員としての活動経費	議員の資格としてではなく、他の団体の役職者の資格として当該団体の総会等に出席に要した経費に支出していた。	手引により、「議員が他の団体の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者としての資格として当該団体の理事会、役員会や総会の出席に要する経費は支出が適しない経費」と定められています。他の団体の役職を兼ねている場合に、当該団体の役職者としての出席であれば、政務活動費の支出が認められませんので留意が必要です。
資料購入費	県の事務、地方行財政等との関係が分かりにくい図書を購入していた。（書籍、定期購読雑誌）	政務活動費に必要な図書でなければ政務活動費を充当できませんので留意が必要です。
人件費	補助職員の実際の給与額と雇用契約書の給与額が相違していた。	領収書だけでなく契約書など議長への提出書類についても、誤り等がないよう、確認願います。